

新宿区

基礎情報

【人口】 333,560 人 【世帯】 204,989 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

児童扶養手当受給者数 1,644 人（平成 27 年 3 月末日）（平成 28 年度新宿区の概況）

概要

- 新宿区では、子育て短期支援事業のうちショートステイ事業の養育を行う者は、乳児院または協力家庭と定めている。協力家庭となるにはいくつかの要件があるが、新宿区ではファミリーサポート事業の提供会員となっている人が、ショートステイ事業の協力家庭となる場合が多い。
- ショートステイ事業に加え、平成 28 年度よりトワイライトステイ事業を開始した。トワイライトステイ事業は、相談員が支援を行うなかでの気づきを契機に事業化を進めたもので、新宿区内に小学生が利用できる児童養護施設が無いため、受け入れ先は協力家庭のみとなっている。

【体制】

新宿区では、本庁舎内の子ども家庭部子ども家庭課育成支援係がひとり親家庭支援に関する専管部署であり、児童扶養手当や各種給付金等の申請や相談の窓口となっている。子育て短期支援事業の受付と相談は、子ども家庭部の子ども総合センター・子ども家庭支援センターが窓口となっている。子ども総合センター・子ども家庭支援センターはひとり親家庭に限らず子育てに関する各種支援策をコーディネートし、総合的な支援を展開している。

（１）新宿区の子育て短期支援事業の概要

新宿区では、子育て短期支援事業として、「子どもショートステイ事業」、「要支援家庭を対象としたショートステイ事業」、「トワイライトステイ事業」の 3 つの事業を行っている。

新宿区子育て短期支援事業の概要

事業名	養育を行う者	対象者	定員
子どもショートステイ事業	乳児院	小学校就学前の者	3 名
	協力家庭	中学校就学前の者	協力家庭登録者数のうち契約者 25 名（23 世帯）
要支援家庭を対象としたショートステイ事業	乳児院	小学校就学前の者	1 名
トワイライトステイ事業	協力家庭	中学校就学前の者	協力家庭登録者数のうち契約者 25 名（23 世帯）

出典）新宿区資料より作成

(2) 以前から実施していたショートステイ事業とファミリーサポート事業

① ショートステイ事業

新宿区ではショートステイ事業の名称を「子どもショートステイ事業」として平成 12 年度より実施している。本事業は、保護者が以下の理由で、子どもを家庭で養育できない事情ができた場合で、かつ他に子どもを養育する人がいない場合に、区内の乳児院や協力家庭で子どもを預かり、宿泊を伴う養育を実施する事業である。

- (i) 病気や出産のため入院する
- (ii) 家族の介護をする
- (iii) 事故や災害にあった
- (iv) 冠婚葬祭のため不在になる
- (v) 出張する
- (vi) そのほか、育児疲れ、育児不安等

本事業は、ひとり親家庭に限定した事業ではなく、広く子育てを行う人に向けた事業であり、所得により減免制度がある。

② ファミリーサポート事業

新宿区では、新宿区社会福祉協議会に委託してファミリーサポート事業を実施している。

本事業は、子育ての援助を必要とする人（利用会員）に対し、子育ての援助を行いたい人（提供会員）を紹介し、保育施設等への送迎や会員宅等での預かり等を行う会員制の相互援助活動である。

本事業は、ひとり親家庭に限定した事業ではなく、広く子育てを行う人に向けた事業であるが、所得による減免制度は無い。新宿区のファミリーサポート事業の特徴として、利用回数の制限が無いなど、他の特別区と比較して充実した内容となっている。

(3) 協力家庭について

① ショートステイ事業における協力家庭支援員の制度

ショートステイ協力家庭への登録には新宿区としての要件、例えば、看護師、保育士、教員等の公的資格所有者のほか、ファミリーサポート事業の提供会員の人などであり、子どもの養育支援実績を区が認めた人である。なお、資格要件については制度内容を紹介するリーフレットにまとめられている。

新宿区子どもショートステイ協力家庭制度について

Q. 養育内容は？

A. 食事、入浴の他、乳幼児は排泄、着脱の介助等基本的な生活習慣の指導及び、児童の心身の発達に合わせた遊び、運動や学習を行う機会を提供することです。(通園および通学を含む)

Q. 養育中の事故及び病気については？

A. 養育中に、医療を施すべき傷病が発生したときには速やかに保護者に連絡し、医師の治療を受けさせて下さい。この場合の費用は保護者の負担となります。その他、預かり中、対応に相違が必要な場合は子ども総合センターの担当職員がご相談にまいります。また区では、協力家庭と依頼されている児童に対する傷害保険・賠償責任保険に加入しています。

Q. 結果報告はどうするのですか？

A. 協力家庭の方は利用者が終了したときには、新宿区子どもショートステイ事業結果報告書及び利用記録を提出していただきます。

新宿区

子どもショートステイ

協力家庭制度について



新宿区立子ども総合センター
〒160-0022 新宿区新宿7-3-29
TEL 3232-0675
FAX 3232-0666

新宿区トワイライトステイについて (平成28年度4月開始)

事業の内容	保護者が夜間(午後5時~10時)不在となり、家庭で養育が困難になった場合協力家庭で当該児童の養育を行う制度
利用できる方	ひとり親家庭で生活保護世帯または非課税世帯
対象児童年齢	6か月~小学校6年生
利用回数	年12回
お預かりする場所	ショートステイ協力家庭(ショートステイとは別に契約していただいています)

子どもショートステイ制度説明

Q. 子どもショートステイ協力家庭とは？

A. 保護者の方が次のような場合で、任かにお子さんを養育する方がいないときに、区内の協力家庭に登録されたご家庭でお預かりし、養育する制度です。

- ・ 病気や出産のため入院する
- ・ 離婚調停のため不在にする
- ・ 出張する
- ・ その他、お子さんを家庭で養育できない事情ができたとき
- ・ 家族の病気の看護をする
- ・ 事故や災害にあった

Q. 対象となるお子さんは？

A. 新宿区に住んでいる0歳から小学校6年生までのお子さんです。

Q. お預かりする日数は？

A. 1回にお預かりするのは、原則として7日以内です。

Q. 費用は？

A. 協力家庭の方には、1名1泊(24時間)につき9,000円が支払われます。

内訳) 利用者からの利用料 3,000円
新宿区からの委託料 3,000円
新宿区からの管理料 3,000円(クリーニング代等)

ただし、所得等により利用料が異なるので、免除分を新宿区がお支払いします。

子どもショートステイ事業を利用している間における児童の通院に要する医療費と通園や通学に要する交通費は利用者が負担します。また、養育に要する費用以外のものも利用者負担とします。

Q. 協力家庭はどんな人がなれますか？

A. 次に掲げる要件を満たした方のうち、区長が認めた方です。

- ① 区内に住所を有していること
- ② 登録時に年齢が25歳以上70歳未満であること
- ③ 次に掲げる要件を満たす方と同意していること
 - (ア) 年齢が満18歳以上であること
 - (イ) 心身ともに健全であること
 - (ウ) 子どもショートステイ事業について十分に理解していること
- ④ 次のいずれかに該当する者であること
 - (ア) 次のいずれかの資格を有すること
 - ①看護師 ②保育士 ③教員 ④その他児童の養育に係る資格
 - (イ) 養育家庭として認定されている方、または過去において養育家庭として認定され、養育家庭に係る活動を行った実績がある方
 - (ウ) フレンドホームとして登録されている方、または過去においてフレンドホームとして登録されフレンドホームに係る活動を行った実績のある方
 - (エ) ファミリー・サポート事業の提供会員として承認されている方、または過去において提供会員として承認され、新宿区ファミリー・サポートの援助活動を行った実績がある方
 - (オ) ホームビジターとして登録している方
 - (カ) 新宿区子育て支援者養成講座を修了している方
 - (キ) 東京都子育て支援員研修を修了した方
 - (ク) その他区長が特に認める方
- ⑤ その他
 - ・ 心身ともに健全であること
 - ・ 区の指定する研修を受講すること
 - ・ 居住している住宅が、2室10畳以上あり、養育にとって適当な広さがあること

出典) 新宿区資料

②協力家庭登録までの流れと契約後の手続き

資格要件の有無により、登録までの受講研修が異なる。資格要件がある人は、認証研修が免除され、登録研修のみを受講する。資格要件がない人は、認証研修を受講後、登録研修を受けて、登録となる。

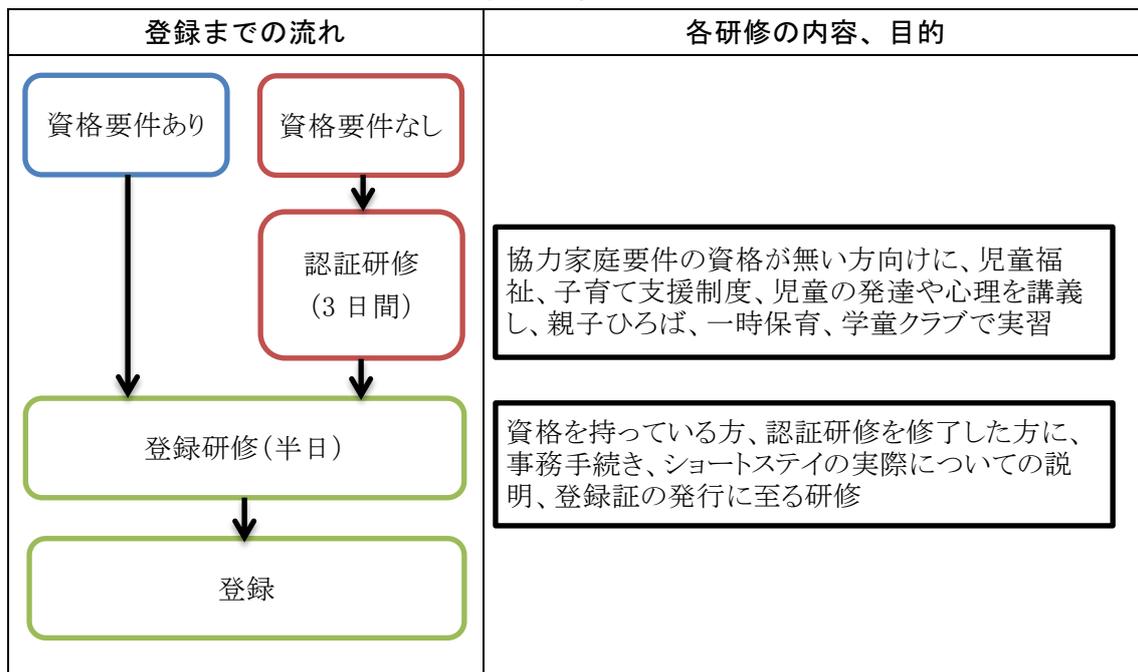
登録時の研修のほか、区民にショートステイ協力家庭制度について周知することや協力家庭登録希望者を募ることを目的とした「啓発研修」、協力家庭登録者のスキルアップを目的とした「フォローアップ研修」を行っている。

協力家庭登録者は、すでにファミリーサポート事業の提供会員として登録されている場合が多く、中にはもともと自分の子育て中に苦労した経験があり、協力家庭としても支援したいと

考えている人もいる。協力家庭の中には、ファミリーサポート事業の提供会員としての支援時に、支援家庭からショートステイに関する直接的な要望を聞いたことがきっかけとなり、ショートステイ事業の協力家庭として研修を受け、登録した人もいる。

ファミリーサポート事業提供会員以外の資格取得者は、教員や保育士、看護師などが 7～8 名、うち東京都フレンドホーム登録者が 1 名、他は新宿区の認証研修を受講した人である。登録前に子ども総合センターまたは、子ども家庭支援センターの相談員が協力家庭を訪問して、養育場所や動機、意向等を確認する。登録が完了した人は、個人単位で新宿区と年間契約を結ぶこととなる。なお、協力家庭登録者数のうち契約者は 25 名（23 世帯）（平成 29 年 1 月 31 日時点）である。

協力家庭登録までの流れ



出典) 新宿区資料より作成

③協力家庭募集に向けた広報

新宿区では、広報誌で協力家庭の募集を行うほか、関連する各種事業の研修や講演会等でショートステイ事業についての紹介を行っている。平成 28 年度に、ショートステイ事業の紹介を行った研修等の例は以下である。

- ・ファミリーサポート事業の提供会員講習会（年 3 回実施）
- ・子育て支援者向け講演会
- ・乳児院でのホームスタート事業の研修
- ・養育家庭体験発表会（里親制度の体験発表）

（４）要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の実施

新宿区では、従来の子どもショートステイ事業に加え、平成 28 年度より新たに要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業を実施している。

本事業は、保護者に強い育児疲れが見られるなどの要支援家庭を対象としたショートステイ事業であり、最大 14 日間まで利用することができる。別途施設に配置されるショートステイ

支援員を中心に、児童の生活指導や発達・行動の観察を行うとともに、児童の養育環境が適切に整備されるよう、担当相談員とともに保護者への助言等を行うこととしている。従来のショートステイ事業と比較して、より積極的に要支援家庭に関わっていくことを目的としている。

相談員が、保護者との相談の中で本事業の利用の必要性を検討し、保護者に本事業を利用する意味をよく説明したのち、利用申し込みは保護者本人が行うことを原則としている。子どもを預けた 14 日間に、ショートステイ支援員と相談員が必要な支援やプログラムを実施する。本事業は養育期間も長く、協力家庭での受け入れ負担が大きいいため、乳児院のみでの受け入れとしている。(東京都の要綱でも施設のみの実施と規定されている。)平成 28 年度の利用実績は、1 月 31 日時点で 7 件である。()

(5) トワイライトステイ事業の開始

①充実した相談員体制の中でニーズを把握

東京都特別区には、少なくとも 1 か所の子ども家庭支援センターが設置されているが、新宿区の場合は、子ども総合センターを含め、地区別に 5 か所を設置している。相談員数も全体で 20 名以上であり、ひとり親家庭を含む要支援家庭に対して手厚く支援・相談に乗ることができる体制が取られているため、要支援家庭のニーズが把握しやすい環境があった。そうした中で、ファミリーサポート事業には新宿区の減免措置が無く、制度を利用できない家庭があることが明らかになり、相談員が支援の必要性を感じ、事業創設の契機となった。

②トワイライトステイ事業を開始

平成 28 年度より、従来のショートステイ事業に加え、トワイライトステイ事業を実施している。トワイライトステイ事業は、保護者が仕事その他の理由により、夜間に不在となり児童の養育をすることが一時的に困難になった場合や、その他緊急の場合に、協力家庭で当該児童の養育を行う事業である。なお、ショートステイ事業と異なり、本事業に関しては、養育を行う者は協力家庭に限定されている。

(6) ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の実績と成果

①事業の実績

相談員が要支援家庭に深く関わるため、要支援家庭の要望や必要性をくみ取りやすく、利用促進につながっていると考えられる。

トワイライトステイ事業については平成 28 年度に創設した事業で、平成 29 年 1 月末時点の利用実績は 13 家庭である。なお、トワイライトステイ事業の利用者はひとり親家庭が大半となっている。利用理由については、残業や夜間時の研修等であった。

協力家庭におけるショートステイ事業の利用実績の推移

受入施設	(年度)	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
乳児院	利用日数	169	238	313	538	440	370
	利用人数	45	62	64	103	106	99
協力家庭	利用日数	14	50	62	86	66	29
	利用人数	5	19	11	18	21	15

※平成 28 年は平成 29 年 1 月 31 日時点

注) 利用者はひとり親に限らず、利用日数と利用人数は、乳児院または協力家庭で支援をした延べ日数、延べ人数

出典) 新宿区資料をもとに作成

②事業の成果

ショートステイ事業を利用した子どもたちからは、「初めて食べたい物を聞いてもらえた」、「一緒にギョウザを作ったが、手作りできるなんて思わなかった」という声もあった。

ショートステイ事業、トワイライトステイ事業ともに、子どもが日常の生活状況とは異なる環境で過ごすことができる点が、最も大きな成果と考えられる(例えば、3食きちんと食べる、お風呂に入るといった当たり前のことができる)。

また、協力家庭も地域内にあるため、支援後も地域の子どもを見守る目が増えることも一つの成果として挙げられる。

ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業における小学生以上の受け入れ先は、協力家庭のみに限定される。これは新宿区内に小学生が利用できる児童養護施設が無いためであり、今後も引き続き協力家庭の募集や拡充が求められている。

(7) その他、独自事業等

新宿区では小学校 1～3 年生を対象とした無料の学習支援を週 1 回行っている。事業の目的として、子どもたちが自己肯定感を持つこと、将来的に自立できることを掲げている。子どもたちにとっては、自分を大事にしてくれる大人に会えることに喜びを感じるため、週 1 回ではあるが出席率は全般的に高い状況にある。

現在、子ども総合センターと 2 か所の子ども家庭支援センターの計 3 か所で実施している。平成 29 年度からは、さらに 2 か所の子ども家庭支援センターを加えて、すべてのセンターで実施予定である。

子どもの募集や事業周知においては、相談員から各家庭への情報発信がきっかけになることが多い。

講師は学生や地域の方が多く、募集は各センターで地域住民に声をかけるほか、NPO に人材募集を依頼することもある。講師の登録者数は現在、3センターで計 15 名程度である。

学習については各自が宿題やドリルを持ち寄り、概ね子ども 2 人に対し 1 人の講師が付く個別指導形式で行っている。

新宿区の特徴として外国にルーツを持つ子どもが多く、そのような子どもたちを対象とした学習支援を、新宿区と NPO 法人みんなのうちに 10 年以上前から協働して行っている。

以上